

第四 南方諸地域トノ有線連絡ヲ速カニ完成スル爲佛印支及蘭印ニ至
ル線ハ差向應急策トシテ海底電信ケーブルヲ施設スルモノトス尙之
ニ要スル資金竝ニ資材ノ確保ニ付遺憾ナキヲ期スルモノトス

別紙

南方諸地域ニ對シ整備補充スベキ海底線網概ネ左ノ如シ

(一) 高雄—廣東—海口—(海防)—西貢—パレンバン—バタビヤ—(南支那海環狀海底線西部線)

(二) 臺北—那霸—ヤップ—パラオ—メナド—タラカン—(タワオ)—バ
リウババン—マカッサ—スラバヤ—(第一外廓線)

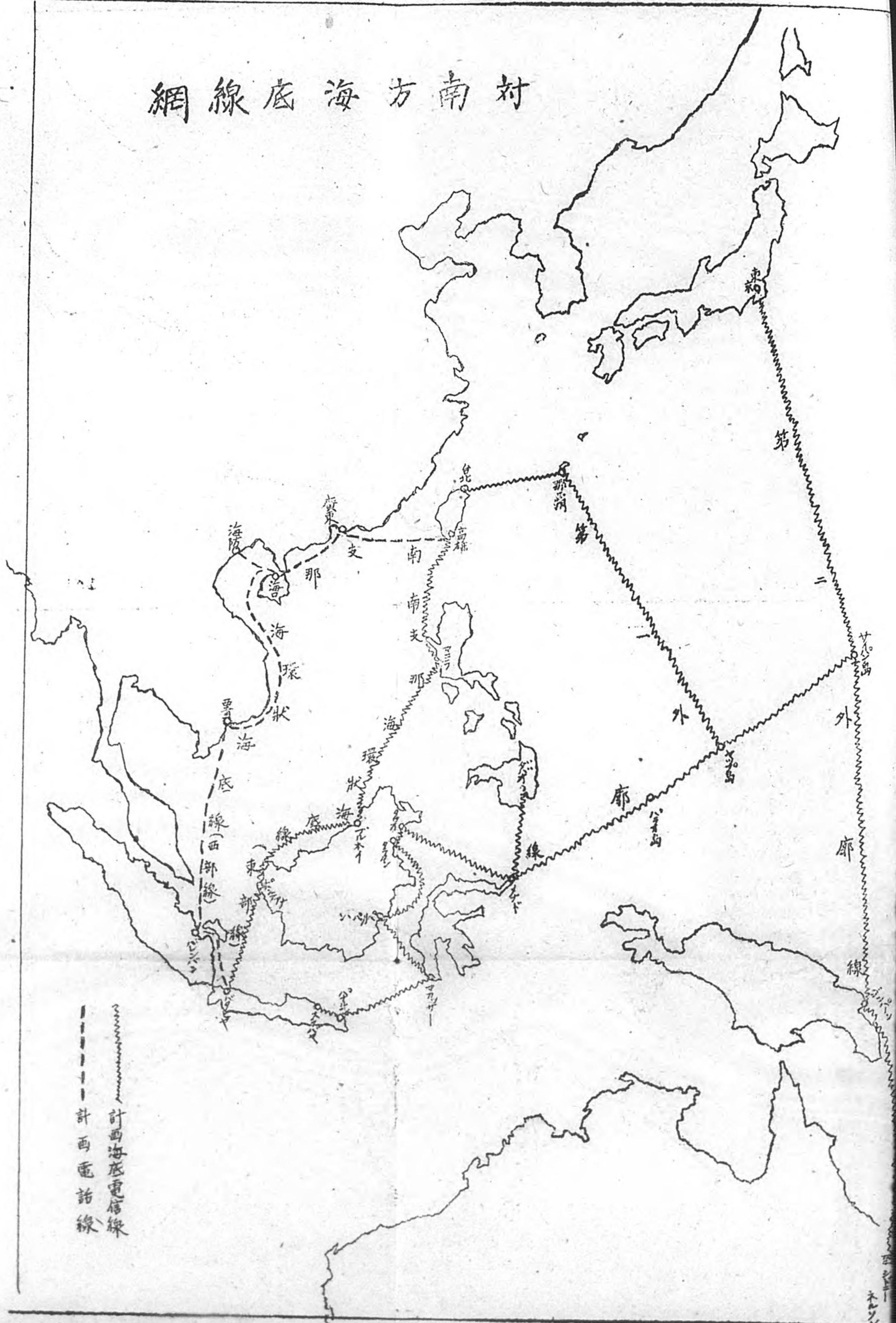
(三) 高雄—マニラ—ブルネイ—ボンテアナー—バタビヤ—(南支那海環狀
海底線東部線)

(四) 東京—サイパン—ジンバ—シドニー—ネルソン—(第二外廓線)
右ノ内(一)ハ緊急實施ヲ要スルモノトス

備考

(一)ハ海底電話ケーブル、(二)、(三)、及(四)ハ海底電信ケーブルトス

對南方海底線網



--- 計西海底電信線
 計西電話線

参考

一、南支那海環狀線西部線實施計畫細目調（應急策トシテ海底電信ケーブルヲ施設スル場合）

區	間	心線數	線長	經費	記	事
高	雄一廣	一	五〇〇	二、一〇〇		
廣	東海	・	三、四〇〇	一、四二八		
海	口	・	三、四〇〇	一、四二八		
ツ	口	・	三、四〇〇	一、四二八		
サイ	口	・	五八〇	二、四三六		
ゴ	口	・	七六〇	三、一九二		
ン	口	・	五〇〇	二、一〇〇		
テ	口	・	二四〇	一、〇〇八		
ア	口	・	三、二六〇	一、三六九二		
ナ	口	・				
ハ	口	・				
イ	口	・				
フ	口	・				
オ	口	・				
ン	口	・				
計						

右一心入 (250 lbs) G・P 電信海底線ニ要スル物資量調

(H) 三ニ六〇哩ニ要スル量

物資名	所要量 (トン)	記 事
銅	五二〇	
G・P	二八〇	
鐵	一五〇〇	
綿テープ	八八〇	
亞鉛	一四三〇	
ジュート	一七六〇	

二 南支那海環狀線西部線及海底電話ケーブル及
 第一外廓線（海底電信ケーブル）實施計畫細目調
 （二五九九）

區	間	心線數	線長（哩）	經費（千圓）	記	事
(一) 海底電話ケーブル	高雄—廣東	一四對	三〇二〇	一〇八七二〇		
	廣 東 — 海 口	、	五〇〇	一八〇〇〇		
	海 口 — ツーラン	、	三四〇	一二、二四〇		
	ツーラン — サイゴン	、	三三〇	一二、二四〇		
	サイゴン — ボアンテアナ	、	五八〇	二〇、八八〇		
	ボアンテアナ — バタビヤ	、	七六〇	二七、三六〇		
(二) 海底電信ケーブル	ボアンテアナ — バタビヤ	、	五〇〇	一八、〇〇〇		
	ダバオ — マナド	一心入	二、三三〇	九、七五二・四		
	メナド — タワオ	、	四六〇	一、九三二		
	メナド — タワオ	、	五二〇	二、一五〇・四		

區	間	心線數	線長(裡)	經費(千圓)	記	亭
タワオーバクバン		一七八	五一〇	二一四二		
バリクバン		・	三五〇	一四七〇		
マカツサー		・	四九〇	二〇五八		
マカツサー	スラバヤ					
合	計		五三五〇	一一八四七二・四		

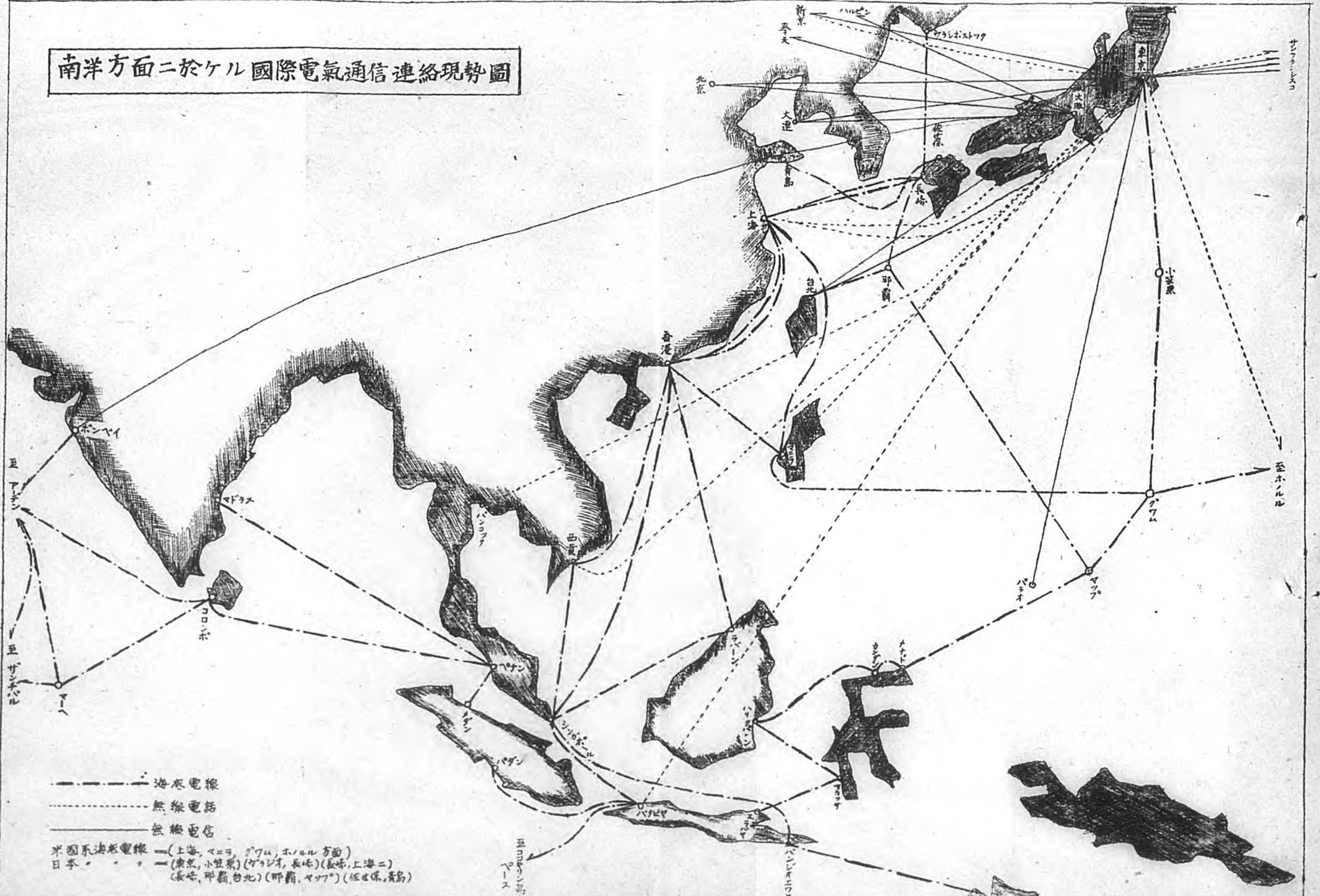
(一) 十四對無變荷ニ要スル物資量調

物 資 名	三〇二〇淫ニ要スル量(トン)	記 事
鉛 上下	二九〇〇〇	
銅	一七〇〇〇	
普通鋼 一 備 強 装	三八〇〇〇	
アルミニウム 一 静電遮蔽	六〇・四	
ジュート	三六〇〇	

(一) 心入 (250 lbs) G・P 電信海底線ニ要スル物資量調

物資名	二三三〇哩ニ要スル量(トン)	記
銅	三八〇	
G・P	二三〇	
鐵	一、二〇〇	
綿テープ	六〇	
亞鉛	一、〇〇〇	
ジニート	一、三〇〇	

南洋方面ニ於ケル國際電氣通信連絡現勢圖



———— 海底電線
 - - - - 無線電話
 無線電信
 米國系海底電線 — (上海, マニラ, マニラ, ホノルル方面)
 日本系 — (東京, 小笠原) (マニラ, 長崎) (長崎, 上海ニ)
 (長崎, 那覇, 台北) (那覇, マニラ) (佐世保, 長崎)

極秘

南方海運對策要綱

南方諸地域ニ於ケル我國海運態勢ヲ整備強化スル爲左ノ方策ヲ講ズルモノトス

一、南方諸地域ニ於テ一方的ニ左ノ權益ノ確保ヲ圖ル爲適切ナル措置ヲ講ズルコトトシ特ニ佛印支、蘭印ニ於テハ速ニ其ノ實現ヲ期スルモノトス

1 沿岸貿易及不開港入港ニ關スル制限ノ撤廢

2 埠頭、倉庫、船渠等港灣關係諸施設ノ運営權ノ確保

3 航路標識ノ建設及管理權ノ確保

二、南方航路ノ擴充ハ總ネ別紙ニ依ルモノトス

尙南方航路ニ關スル海運協定特ニ日蘭海運協定ニ關シテハ能ク限リ我が方ニ有利ナラシムルヤウ速ニ改定ニ關スル措置ヲ講ズルモノトス

三 航路擴充計畫ハ差當リ政府ノ統制指導ノ下ニ既存ノ南方航路經營會社ヲシテ當ラシムルモ將來情勢ノ發展ニ即應シ關係諸航路ヲ統合調整スルコトトシ必要ニ應ジ南方航路ノ一元的統制經營並ニ港灣關係諸施設ノ經營ヲ併セ行フベキ有力ナル海運會社ノ設立ヲ考慮スルモノトス

尙南方諸地域沿岸局地航路ノ經營ニ關シテハ必要ニ應ジ現在ノ特殊事情等ニ基テ特別ノ考慮ヲ爲スモノトス

四 南方ニ對スル不定期配船ニ關シテハ配船増加、計畫發送ノ徹底等速ニ適切ナル措置ヲ講ジ南方物資發送ノ確保ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス

五 南方諸地域特ニ關印ニ於ケル既存ノ海運企業ニ對シテハ其ノ經營ニ參加シ本邦側ノ指導權ヲ把握スルガ如ク適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

尙南方諸地域所屬ノ船舶ニ對シ遠ニ買收等ノ措置ヲ講ズルモノトス
六 本方策遂行ニ當リテハ現下船舶不足ノ狀況ニ鑑ミ其ノ必要船舶ノ
充足ニ遺憾ナキテ期スルヤウ特ニ船舶ノ積極的擴充ヲ考慮スルモノ
トス

別紙

南方諸地域ニ對スル航路ノ擴充ハ概ネ左ニ依ルコトトシ一ノ(イ)、(ロ)、二及五ノ内蘭印及佛印支沿岸航路ニ關シテハ速ニ強化又ハ開設ヲ考慮スルモノトス

一、本邦對南方諸地域幹線航路ノ擴充強化

- (イ) 内地一臺灣一内南洋一比島一英領ボルネオ一蘭印航路
- (ロ) 内地一支那(上海)一香港一佛印支一泰航路
- (ハ) 内地一内南洋一ラバール一ニューカレドニア一新西蘭又ハ濠洲

航路

二、華僑連絡航路ノ擴充強化

- (イ) 南洋一周東廻航路

(内地)一臺灣一支那(厦門)一比島一英領ボルネオ一蘭印一英領馬來一泰一佛印支一支那(海口、廣東、汕頭)一臺灣

(口) 同西廻航路

東廻航路ノ逆航トス

三 蘭印印度航路ノ開設

蘭印一英領馬來一ピルマ一印度航路

三 香港濠洲航路ノ開設

香港一佛印支一英領馬來一蘭印一濠洲航路

三 南方諸地域沿岸航路ノ開設

參考

南方各地帯ニ對スル本邦定期航路

昭和一五八一三號

A、内國地帯		源名		南方地帯行先	會社名	就航船腹 (總噸數)	隻數	航海回数
(一) 佛印、タイ國方面		(二) 比律賓、蘭印方面						
西貢	盛谷線	海防	西貢、盛	大阪商船	一〇、七〇一	二	月一回	
盛谷	盛谷線	盛谷	盛谷	三井物産	九、一〇〇	二	月一回	
比律賓線	基隆、高雄、 セブ、 バオ	セブ、 バオ	セブ、 バオ	大阪商船	一〇、一六八	二	月一回	

南洋航線	比律賓航線	比律賓航線	比律賓航線	比律賓航線
一 同 ン バ ン 復 航 每 月	航 每 月 二 回 以 上	マ カ ツ サ バ ヤ タ ビ ヤ マ	(極東、紐育、南米線廻航セルモノ) マ ニ ラ	マ ニ ラ
南洋海運		三井物産	山下汽船	中村汽船
三九六七六		六八七二四	六五六五四	一三三二二
八		八	一〇	三
年 四 回 以 上		每 月 一 回	每 月 一 回 半	每 月 一 回

差 陸 瓜 陸 線

差陸、高雄、
 ンダカン、
 オ、バタビヤ
 (以上往航)
 スマラン、
 ヤマ、マカッサラ
 サ、ダカン、
 バ、オ、香港、
 (以下復航)
 (但シ、
 中内地及
 山ニ廻航)

日本新嘉坡線

新嘉坡
 (復航不定期)

石原産業

四月一回乃至三回

南洋海運

八〇一七

二月一回以上

(註) 其他ニ國際汽船、川崎汽船、大阪商船、日本郵船各社ノ紐育線ガ砂漕積取ノタメ比島ニ不定期ニ廻航ス。尙上記國際汽船ノ紐育線等ハ海峽殖民地ニ迄廻航シ錫、ゴム等ヲ積取リ紐育ニ送送ス。

(三) 委任統治領、ニユカレドニア、ニユギネア方面

南洋航路東廻線

サイパン、ボナトラ、クワイ、ヤルベ、トク、ロク、テルニ

東廻リ
年一九回

南洋航路西廻線

サイパン、オランダ、バオ、メナド、アバ、ガウル

西廻リ
年三六回

サイパン線

サイパン、ロタ、アイン

サイパン線
年一八回

南太平洋航路

ヌメア、スバ、月一以上、但シ、メザ、ル、西蘭、島、ス

山下汽船
一五四三五
三

月一回

新西蘭航路兼航
 (濠洲航路兼航)

ラ、ボ、ル、ス、メ
 ア、濠、洲、各、港、
 ウ、エ、リ、ン、ト、ン、
 リ、ツ、テ、ル、ト、ン、
 ダ、ネ、デ、ン、(以、上、
 往、航、)
 セ、ブ、マ、ニ、ラ
 (以、上、復、航、)

大 阪 商 船

(一、九一、二)
 (後、述、)

(三)

二 年 一 月 一 日 回

(註) 其他ニ國際汽船、川崎汽船、大阪商船、日本郵船各社ノ紐育線ガ砂撈越取ノタメ比島ニ不定期ニ廻航ス。尙上記國際汽船ノ紐育線等ハ海峽殖民地ニ迄廻航シテ錫、ゴム等ヲ撈取リ紐育ニ廻送ス。

B 外國地帯

線名	南方地帯行先	會社名	就航船腹	隻數	航海回數
(一) 英領印度、ヒルマ方面					
甲谷陀線	新嘉坡、蘭貢、 甲谷陀	日本郵船	五〇、一六五	八	年 三六回
甲谷陀線	新嘉坡、ペラワン 德里、彼南、蘭 貢、カルカッタ	大阪商船	三五八五七	六	年 二四回
ヴィザガ線	マドラス、 ヴィザガ、バ ム、シンガポ ル	日本郵船	一三七五一	二	年 八回
孟買線	新嘉坡、孟買、 カラチ		四二、五五〇	六	年 二四回
孟買線	新嘉坡、彼南、 コロンボ、孟買、 カラチ	大阪商船	三六七〇三	六	年 二四回
孟買線	孟買、カラチ				

日 濠 社 線	横濱メルボルン線	新西蘭線	(新西蘭線ト共同配船中)	濠洲線	(二)濠洲新西蘭方面	波斯線	マイドラス線
				ブリスベン、メルボルン		新嘉坡、バレー、シール、パラス	マドラス、バラス、ブシ
ドロン、アデレイ	メルボルン	ダネデン	ウエリントン、オークランド				
ブリスベン、メルボルン	メルボルン	メルボルン	メルボルン				
山下、川崎、國	日本郵船	大阪商船	三井物産				
一九七〇六	二三八八七	一八三八八	三八三九八				
三	三	三	六				
毎月一回	毎月一回	新西蘭方面 (年六回) (三月一回)	濠洲方面 (年一二回) (毎月一回)			每二ヶ月一回	毎月一回

本邦、蘭印、佛印、シヤムヲ中心トスル外國籍船社ノ諸航路調

(昭和一五年八一三調)

(一) 日本ヲ中心トスル外國船定期航路

線名	南洋圈ニアル寄航地	船社名	總噸數	隻數	航海回數
甲谷陀線	カルカッタ、彼南、新嘉坡、香港、厦門、上海	印支社	二九三二九	六	十月一日
孟買線	カルカッタ、蘭貢、彼南、新嘉坡、香港、厦門、上海	英印社	四〇三八六	五	二週一回
日本濠洲線	孟買、新嘉坡、上海、香港、蘇谷(復航)	彼南社	二二一七八	四	月一回
日本瓜哇線	マニラ、ラバール、プリマス、ペンシドニ、メルボルン、ウンスビル、上海、香港	東洋社	二〇、八七八	三	一回
日本瓜哇線	パタビヤ、オースト、ハーフエン、バダント、パレンバン、サマラン	J.C.J.L.社	三一、七二九	四	二週一回

ヨロツバ航路 (第二航路) (貨物船)	スエズ、アデン、孟買、コロンボ、新嘉坡、香港、上海、日本	彼阿社	三七八二六	六
ロンドン北歐 大陸線 (貨客船)	アデン、コロンボ、新嘉坡、香港、上海、日本	青筒社	三二六九三	三
ロンドン北歐 大陸線 (貨物船)	スエズ、アデン、新嘉坡、香港、上海、日本		三七六四七	五
日本北歐線 (貨物船)	ポルトサイド、新嘉坡、カタビヤ、上海、香港、日本		六四一〇六	六
日本李浦線 (貨物船)	新嘉坡		九七九七四	一二
日本/歐洲線	新嘉坡、香港、上海、マニラ	グレンライオン	九三二二〇	一〇

現在不明
(昭和十四年
十二月調)

現在不明
(昭和十四年
十二月調)

濟

閣中第二八三號屬

案起

昭和十五年十月

日

定決

昭和十五年十月

八日

行施

十五年十月八日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官長

橋本

佐藤

齋藤

案(一)

昭和十五年十月八日

内閣書記官長

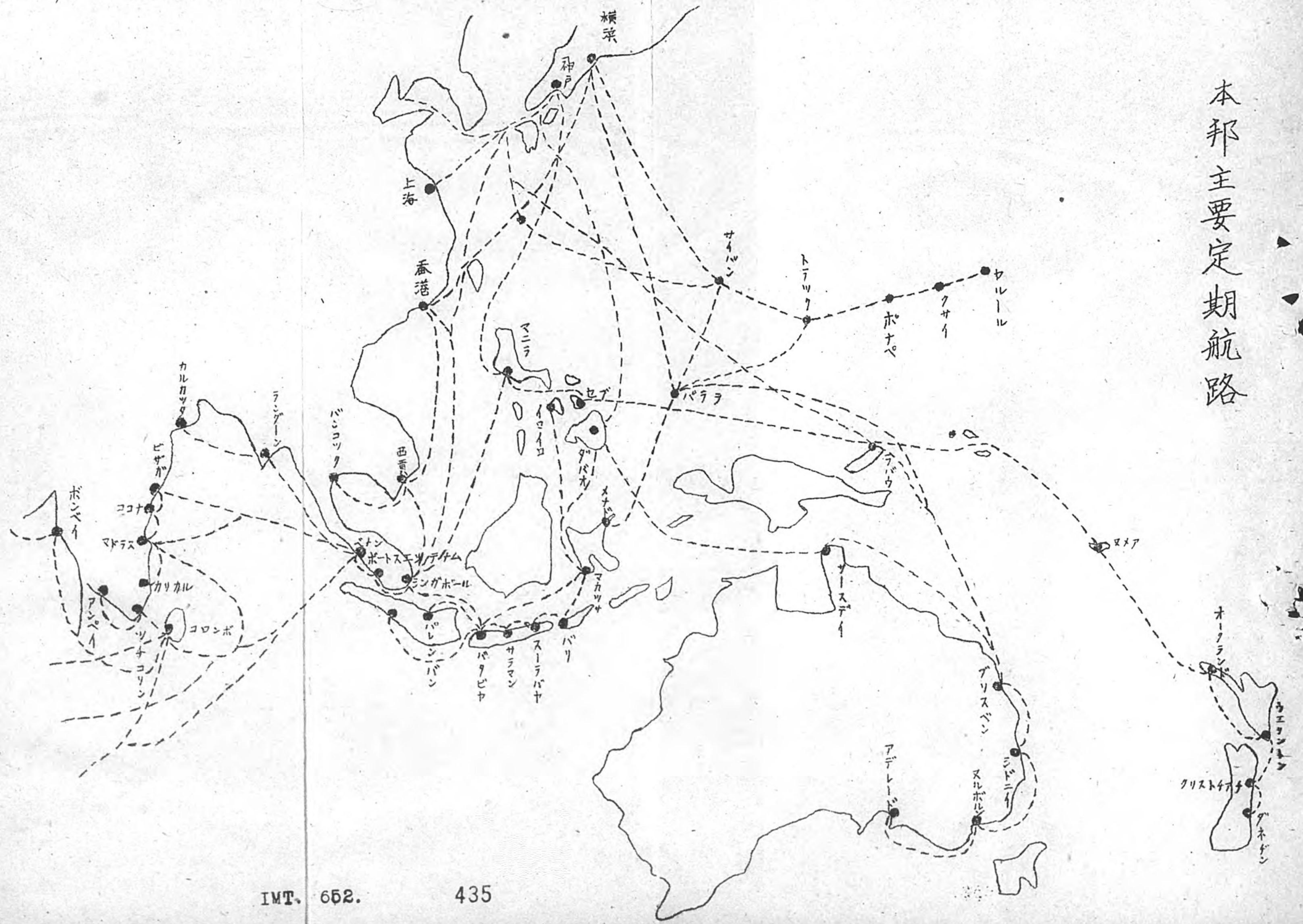
各省次官宛(各通)

客
月十日内閣閣中第二八三號通牒ヲ以テ官廳事務再編成ニ關シ御配

意ヲ相煩居候處右通牒ノ趣旨ヲ圓滑ニ實行スル爲向後當分ノ間各廳
定員ニ缺員ヲ存スル場合又ハ缺員ヲ生ジタル場合及定員ノ新置又ハ
増置アリタル場合ニ於テハ之ガ補任ニ關シテハ左記方法ヲ實行シ以
テ原則トシテ新規採用等ノ方法ニ依ルコトハ見合ハスコトト致度依
命此段及通牒候

記

本邦主要定期航路



南方諸島航路標識調書

(昭和十四年度東洋燈臺表ニ依ル)

地名	所屬國										種別
	葡國	和蘭	和蘭	英國	和蘭	和蘭	英國	本國	佛國	米國	
シヤバ島	一	六〇	一二	一八	八一	二	五一	三四	三五	一七六	燈臺
ボルネオ島	一	一五	一〇	四	二八	一	三七	八	二〇	一六	燈標
スマトラ島	一	四四	六	三	三一	二	一〇	四	一八	一八	燈
馬來聯邦	一	一〇	七	四	二四	一	一一	六	四〇	一一	導燈
斐列利ツピン	一	二	四	一	二	一	三	一	一	一	燈船
佛領印度支那	三	二六	三六	三	五二	一	二三	二	一五	一〇	浮標
泰國	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	無線
佛領印度支那	二	四	四	二	四	一	一	二	一三	一	方位
佛領印度支那	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	燈臺
佛領印度支那	八	一六二	七九	三四	二二二	四	一四一	三六	一四一	二三三	小計
佛領印度支那		「ニキ」ルヲ含ム									摘要

總計	ソロモン島	ニユーギニア		セレベス島
	英國	荷蘭	英國	荷蘭
五三〇	三	六	一三	三
一五〇	三	一	三	八
一八三	五	三	四	三三
一二九	四	二	八	一
一一三	一	一	一	一
二七三	一	一	一	一
二	一	一	一	一
四〇	二	一	五	一
三	一	一	一	一
二一八	一七	一三	三三	七五

三、蘭印ヲ中心トスル現在ノ定期船配船狀況（推定）

和蘭船	二〇五隻	九三六五・一六總噸
英國船	二七	一一八七・三八
米國船	七	二四一・二七二
濠洲	四	二一・九三五
計	二四三	一、一八四・六一

四、歐洲大戰前蘭印ヲ中心トスル定期配船調

和蘭	六社	二三六隻	一、二五四・八二五總噸	六五%
英國	六	四九	二四三・七九六	一三%
獨逸	一	一八	一六六・八三〇	九%
日本	二	一九	一〇九・八八一	六%
諾威	二	八	四五・七五一	二%
米國	一	七	四一・二七二	二%

伊國
一
一
一
計
二
〇

三
四
七
四
六

三六二三四
二一九三五
一、九二〇、五二四

100
、
、
、
%

カルカッタ、コロ
ンボ、孟買、バ
スラー

ジャバ、ボストン、
紐育、バルチモア、
(スエズ經由)

メルボルン、シドニ
ー、ブリスベン、木
蘭島、ダイウイン、
スラバヤ、サマラン、
バタバヤ、シマラン、
ガボル

マニラ、木蘭島、ケ
ーアンズ、タウンス
ビル、ブリスベン、
シドニー、メルボル
ン

オーストラリア、ラ
トング、ヌクアラ、
アピア、スヴァア

濠洲蘭印線

香港、メルボル
ン線

ニユジランド、南
太平洋諸島線

(D航路)
(貨物船)

イストミアン社

パリンズ
フライツ社

オーストラリ
アン、カリエンタル、
ライオン
(貨客船)
(英)

ユニオン、ステム
シツプ、オプ、ニ
ユジランド
(貨物船)

二、八九二

四、二七二

二、九三九

三、三二四

四、一九三

四

七

四

一

一

月一回
(大戦前調)

月一回
(大戦前調)

昭和三十四年
十二月調
(現在不詳)

四週一回
(大戦前調)

濠洲、南太平洋
諸島線

第一航路 (シドニー、ロドホウ、マロノ、タ
ンゴア、アオバ、タ
第二航路 (シドニー、
ロードホウ、ノ
ク島)

第三航路

第四航路

第五航路

二〇二五

三、三一〇

四〇八八

四、五六一

六週一回
(大戦前調)

五十日一回

六週一回

六週一回
(大戦前調)

北米、蘭印線

濠洲、南印線

北米、蘭印線

新嘉坡、蘭印線

北米、蘭印線

紐育、ロス、マニラ、
上海、香港、セブ、
ダバオ、マカッサ、
スラバヤ、サマラン

フリマントル、ヂエラ
ルドン、カーナー、
ン、オンスロー、
ツク、ロド、ボート、
ドラ、ランド、ブルム、
ダービー、マカッサ、
スラバヤ、サマラン、
バタビヤ、新嘉坡、
南、ベラワン、彼

ノルフ、オーク、バルチ
モア、紐育、景府、テロク
プトン、バタビヤ、サマラ
ン、スラバヤ、マカッサ

ノルフ、オーク、バルチ
モア、紐育、景府、テロク
プトン、バタビヤ、サマラ
ン、スラバヤ、マカッサ

プリンス、ライン社
(英)
三三、四三四

青筒社
九二八一

ドツド、ウエル社
二四〇〇九

H.E.M.S 社
七五四九

バンク、ライン社
三八〇九〇

五
月一回

三
二週一回

五
月一回

五
二週一回

五
月一回
(大戦前調)

北米蘭印線

南、蘭貢	嘉坡、彼	スト、ハ	ラン、バ	サ、ス	イ、ロ	桑港、マ	ト、ラ	ニ、オ	ア、ツ	ボ、ダ	ワ、ン	ト、ン	ス、ラ	ダ、バ	上、海	紐、育	ア、ツ	ボ、ダ	ワ、ン	ト、ン	バ、タ
蘭貢	彼	ハ	バ	ス	ロ	マ	ラ	オ	ダ	カ	南	新	バ	オ	香	育	ダ	南	新	嘉	ビ
		フ	タ	ラ	マ	ニ	ド	リ	カ	カ	南	嘉	バ	オ	港	育	カ	南	嘉	坡	ヤ
		エ	ビ	バ	マ	ラ	ロ	ア	マ	コ	南	坡	バ	マ	マ	育	コ	南	坡	テ	テ
		ン	ヤ	ヤ	カ	マ	ス	ッ	サ	ロ	南	ベ	マ	セ	マ	育	ロ	南	坡	ロ	ロ
		、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
		新	オ	マ	ツ	ロ	イ	ポ	フ	シ	ラ	ラ	ン	サ	ラ	ニ	フ	ン	ラ	ベ	ラ

(C 航路
貨客船)

(B 航路
貨物船)

シルワ、ライン社
(A 航路
貨客船)

三六四八九

四〇四〇二

二四一九七

六

六

四

昭和十四年
十二月調
現在不詳

(一) 佛印、シヤム、蘭印、濠洲ヲ中心トスル外國船定期航路

佛印線 (貨客船)	佛印線 (貨客船)	盤谷線 (貨客船)	香港盤谷線 (貨客船)	上海香港海防線	香港、海防線	盤谷香港線	盤谷アフリカ線	
ボルドウ、マルセイユ、スエズ、 新嘉坡、西貢、海防	コペンハーゲン、アントワープ、 マルセイユ、ポトサイド、ア デン、コロンボ、彼南、新嘉 坡、盤谷	ワロロン、西貢	海防、海口、北海、 汕頭	廣東、海口、北海	西貢、盤谷、新嘉坡、 バタビヤ、モリリシヤ ス、ベイラ、ローレン スマルクス、ダーバン	シアルジユ ロアン社	東亞社 (デンマーク)	太古輪船公司
三三〇三六	三九一五九	六七七三	一六三五七	不詳	不詳	不詳	一三八七八	
四	六	三	六	不詳	不詳	不詳	二	
四週一回 (昭和十二年調) (現在不詳)	(昭和十二年調) (現在不詳)	週一回	週一回	不詳	不詳	月三回 (大戦前調)	(月一回)	

西貢、ヌメア線	西貢、ジャバ、ヌメア	K P M 社	一三、九〇二	三	月一回 (大戦前調)
香港、バタビヤ、東アフリカ線	マニラ、西貢、盤谷、バタビヤ、マダガスカル、東アフリカ、ペラワン、新嘉坡		四二、四四四	三	月一回 (大戦前調)
ペラワン、アモイ線	ペラワン、彼南、新嘉坡、香港、汕頭、厦門		九一六〇	二	二週一回
新嘉坡、濠洲線	新嘉坡、ジャバ、プリスベロン、シドニー、メルボルン		二二、一三八	二	月一回
瓜哇比島線	スラバヤ、マカツサ、マニラ、香港、厦門、上海、マニラ、ブメナド、ブレレン	J O J L 社	二九、四二七	三	三週一回
瓜哇、大連線	スラバヤ、サマラン、チエリボン、バタビヤ、香港、上海、大連、ムントク		二〇、六七九	三	月一回

(註) 歐洲大陸、蘭印間ノ諸航路ヲ經營スル船會社タルネーデルラント社、カーシヤン社
 (和蘭)
 ロツテルダム、ロイド社ノモノハ省略スル。
 (三二隻ニ九四三七八總噸) (三隻ニ三三八二四總噸)
 (三二隻ニ八二六〇三總噸) (大戦前調)

北米太平洋航路
(貨客船)

(貨客船)

(貨物船)

日本歐洲線
(貨物船)

(貨物船)

日本歐洲線
(貨客船)

	上海、香港、マニラ		新嘉坡、西貢、海防、香港、上海		新嘉坡、西貢、海防、香港、上海
	アメリカン、イン (米)	エライマン社 (英)	ペンライオン社 (英)		M. M. 社
六二、七三二	七三、六一四	三三、二四五	七三、一七六	二八、〇三二	二八、〇三二
四	七	五	一三	五	七

昭和十四年
十二月調

大戦後日本止
リガ西貢止
トナ

現在不明
昭和十四年
十二月調

北米太平洋航路
(貨客船)

上海、香港、マニラ

加奈陀
太平洋汽船

三三七一九

二

一、官廳事務再編成實施要綱第一號ニ依リ時局ニ鑑ミ比較的不要不急ト
認メラルル事務ニ從事スル定員ノ缺員ニ付テハ之ガ補充ハ全然爲サ
ザルコト

一、前項以外ノ事務ニ從事スル定員ノ缺員ニ付テハ出來得ル限り事務ノ
簡單化又ハ合理化等ノ方法ニ依リ不補充ノ儘現員ヲ以テ事務ノ遂行
ニ支障ナカラシムル様努ムルコト尤モ緊急重要事務ノ遂行ニ支障ヲ
來ス虞アル場合其ノ他特別ノ事由アル場合ニハ缺員ノ補充ヲ爲スコ

ト已ムヲ得ザルモ、此ノ場合ニ於テモ亦出來得ル限り官廳事務再編
成ノ實施ニ因リ縮少又ハ整理セラルベキ事務ニ從事シ居ル者ヲ以テ
其ノ補充ヲ爲シ縮少又ハ整理ニ係ル事務ニ從事スル定員ヲ缺員ト爲
シ置クコト

一、定員ノ新置及増置アリタル場合ハ前項後段ノ例ニ準ズルコト

一、現業事務其ノ他之ニ類スベキ事務ニ從事セル定員ノ缺員ニ付テハ特

ニ之ガ例外ヲ認ムルコト有ルベキコト

案 (二)

昭和十五年十月八日

内閣書記官長

内閣恩給、統計、印刷、東北、

紀元二千六百年祝典事務局各局長

法制局長官

賞勳局總裁

對滿事務局次長

企業畫院次長

内閣情報部長

興亞院總務長官

宛 (各通)

✓ 會計 檢 查 院 長

✓ 貴 衆 兩 院 書 記 官 長

、 樞 密 院 書 記 官 長

✓ 行 政 裁 判 所 長 官

案 (一) = 同 シ

内閣總理、大臣、内閣、事務、

昭和二十一年八月八日

ニ付テハ...

藥

閣甲第三〇三號

案起

昭和十五年十月

閣議決定

昭和

年

月

日

昭和

年

月

日

昭

和

年

月

日

內閣總理大臣

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

內務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

學務大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙官廳事務再編成ノ實行ニ
關シ各廳ニ於ケル
缺員ノ不補充



廢案

閣甲第三〇三號

案起

昭和十五年十月

日

閣議決定

昭和

年

月

日施行

昭和

年

月

日

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

內務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

學務大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙官廳事務再編成ノ實行ニ
關シ各廳ニ於ケル缺員ノ不補充



三關スル件
右閣議ニ供ス再議ス
實行ニ

(別紙)

官廳事務再編成ニ關シ各廳ニ於ケル缺員ノ不補充

ニ關スル件

昭和十五年九月十日閣議決定官廳事務再編成ニ關シ其ノ實行ヲ圓滑ナラシムル爲向後當分ノ間各廳定員ニ缺員ヲ存スル場合或ハ缺員ヲ生ジタル場合ハ之ガ補充ニ關シテハ左記方法ヲ實行シ原則トシテ新規採用等ノ方法ニ依ル補充ハ之ヲ見合ハスコト

記

一、官廳事務再編成實施要綱第一號ニ依リ時局ニ鑑ミ比較的不要不急ト認メラルル事務ニ從事セル現員ニ缺員ノ生ジタルトキハ之ニ對スル補充ハ全然爲サザルコト

一、右以外ノ緊急重要事務ニ従事セル現員ニ缺員ヲ生ジタル場合ニ在リテモ事務ノ簡單化又ハ合理化等ノ方法ニ依リ不補充ノ儘現員ヲ以テ事務ノ遂行ニ支障ナカラシムル様努ムルコト

一、緊急重要事務ノ遂行ニ支障ヲ來ス虞アル場合ニ在リテハ官廳事務再編成ノ實施ニ伴ヒ縮少又ハ整理セラルベキ不要不急事務ニ従事セル過剩人員ヲ以テ缺員ノ補充ヲ圖ルコト

一、現業事務其ノ他之ニ類スベキ事務ニ従事セル現員ノ缺員ニ對シテハ特ニ之ガ例外ヲ認ムルコト有ルベキコト



閣甲第二八三號

案起

昭和十五年九月十日

裁可昭和
決定昭和
年月日
年月日
施行

昭和
年月日

內閣總理大臣

內閣書記官長

內閣書記官



昭和十五年九月十日

內閣書記官長

內閣恩給局長

內閣統計局長

內閣印刷局長

內閣東北局長

內閣紀元六十年祝典事務局長

賞勳局總裁
 對滿事務局次長
 企畫院次長
 內閣情報部長
 興亞院總務長官
 會計檢查院長
 貴族院書記官長
 衆議院書記官長
 樞密院書記官長
 行政裁判所長官

標記ノ件別紙ノ通閣議決定相成候條貴
 官廳事務再編成ニ関スル件

(白井納)

局(部、廳)關係ニ付具體案ヲ作成シ期日
(本月末日)迄ニ御提出相成様致度依命此
段及通牒候

濟

閣甲第二八三號

案起

昭和十五年九月十日

閣議決定

昭和十五年九月十日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣 友

內閣書記官長 法制局長官

內閣書記官

外務大臣

友

陸軍大臣

友

文部大臣

友

遞信大臣

友

厚生大臣

友

內務大臣

友

海軍大臣

友

農林大臣

友

鐵道大臣

友

星野金造

友

大藏大臣

友

司法大臣

友

商工大臣

友

拓務大臣

友

別紙企畫院總裁上申

官廳事務再編成ニ關スル件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十五年九月十日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年九月九日上申(企畫院上申第一八五號)官廳

事務再編成ニ關スル件上申、通閣議

決定相成候

昭和十五年九月九日

昭和十五年九月十日

内閣書記官長

各省大臣

法制局長官

宛(各通)

官廳事務再編成ニ関スル件別紙、
通閣議決定相成候條依命此段及
通牒候

内閣

主任 第一部 田書記官

企畫院上申第一八五號

昭和十五年九月九日

企畫院總裁 星野直



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

官廳事務再編成ニ關スル件

時局ノ進展ニ伴ヒ官廳事務ヲ重點主義ニ則リ再編成スル爲官廳事務再編成ニ關スル件別紙ノ通閣議決定相成様致度右企畫院官制第一條第一項第一號ニ依リ此段及上申候

內閣

極秘

官廳事務再編成ニ關スル件

昭和十五年七月二十六日閣議ニ於テ決定セラレタル基本國策要綱ノ趣旨ニ則リ、國防國家體制ニ即應スル如ク官廳ノ機構及事務ヲ再編成シ、現下緊要ノ戰時對策遂行ノ圓滑ヲ期スル爲ニ、左記要綱ニ依リ、各廳ニ於テ新ナル觀點ニ立チ廣ク事務ノ緩急要否、執務方法等ヲ再檢討シ、時局ニ鑑ミ比較的不要不急ト認メララルル事務ヲ停止又ハ縮小スル等官廳事務ノ整理統合ヲ行ヒ、因ツテ生ジタル餘力ハ之ヲ新ナル緊急重要事務ノ爲確保スルコトト事^ス度

官廳事務再編成實施要綱

一 左ノ標準ニ依リ比較的不要不急ト認メララルル官廳事務ヲ停止若ハ

縮小シ又ハ定員（官吏ノ外、雇、囑託、待遇官吏、傭人等ヲ含ム以下
同ジ）ヲ減少スルコト

(イ) 停止又ハ縮小ニ因リ國防國家體制確立上及ボス影響甚大ナラズ
ト認メラルル事務ハ停止又ハ縮小スルコト

(ロ) 時局トノ關係稀薄ナル調査研究ハ一時停止スルコト

(ハ) 國際關係其ノ他諸般ノ情勢ノ變化ニ伴ヒ重要性ノ低下セル事務
ハ停止スルコト

(ニ) 各局部課所管事項中重複セルモノハ整理スルコト

(ホ) 各局部課ニ分屬セル爲事務ノ敏活及統一ヲ缺ケルモノハ可及的

統合スルコト

ニ 事務分量比較的僅少ニシテ一局部課ヲ設クルノ要ナキモノハ之

ヲ他ノ局部課ニ合併シ定員ヲ減少スルコト

ニ 官廳事務ノ停止又ハ縮小ニ伴ヒ極力局部課ノ整理及定員ノ減少ニ

カムルコト

三 前號ニ依ル定員減少ノ外、尙各廳一般ニ事務ノ簡單化又ハ合理化

ニ依リ、定員ノ減少ニ力メ、前號ニ依ル定員減少ト合シ、定員減少

ノ程度ヲ各廳毎ニ概ネ左ノ標準ニ迄達セシムルコト

(イ) 中央官廳ニ在リテハ昭和十五年度豫算定員ヲ標準トシ其ノ**二割減**

(ロ) 地方官廳ニ在リテハ昭和十五年度豫算定員ヲ標準トシ其ノ**一割減**

(ハ) 外地官廳ハ(イ)及(ロ)ニ準ズ

四 官廳事務ノ停止又ハ縮小ノ期限ハ事變中トス但シ情勢ノ變化ニ即

應シ停止又ハ縮小ノ範圍ヲ擴大シ又ハ復舊スルコトアルベキコト

五 本件ハ左ノ各號ノ順序ニ從ヒ之ヲ實施スルコト

(イ) 各廳ハ別紙官廳事務再編成案ヲ參考トシ且之ガ趣旨ニ則リ具體案ヲ作成シ、九月三十日迄ニ之ヲ內閣ニ提出スルコト

(ロ) 前號ノ具體案ヲ基礎トシテ內閣、法制局、企畫院及大藏省協議ノ上閣議提出案ヲ作成スルコト

(ハ) 閣議提出案ノ決定ヲ見タルトキハ其ノ都度閣議ノ決定ヲ經逐次實行ニ移スコト

備考

- (一) 各省間ニ渉ル行政機構ノ改正ニ付テハ別途之ヲ考究スルコト
トシ、本件ニ於テハ之ニ觸レザルヲ例トスルコト
- (二) 定員ノ減少ニ因リ生ジタル過剩人員ハ成ルベク之ヲ新ナル緊
急重要事務ニ振向クルコト
- (三) 官制定員ニ付テハ應召者及被徵用者ハ之ヲ定員外トスルノ制
度ヲ考慮スルコト

極秘

（別紙）

官廳事務再編成案

（本案ハ整理案ノ参考トシテ主要事項ノ一部ヲ示シタルモノトス）

各廳共通事項

- 時局對處上已ムヲ得ザルモノヲ除クノ外法令ノ制定改正ノ停止
- 時局ニ直接關係ナキ保護獎勵事務ノ停止
- 各廳間ノ協議事項ノ整理
- 認可許可事項ノ整理
- 各廳ノ作成スル統計事項及各廳ノ徵スル報告事項ノ整理
- 各種試驗研究調查事項ノ整理
- 各種刊行物ノ整理
- 講習會等ノ整理

○博覽會共進會等ノ開催又ハ參同ノ停止

○各處ノ海外駐在員ヲシテ掌ラシムル事務ノ整理

○行政訴訟事項及訴願事項ノ整理

內閣關係

○東北局

興業、電力兩會社ノ監督事務以外ノ事務ノ停止（東北局廢止）

○興亞院

外務省、陸海軍特務部、駐支財務官等對支機關トノ重複事務ノ調整

外務省關係

○文化事業部

條約等ニ依ル義務的ナルモノヲ除クノ外國際文化事業ニ關スル事務ノ停止

○調査部

外交史實ノ調査ノ如キ時局ニ直接關係ナキ調査事務ノ停止

○獨乙占領地ニ對スル外交官派遣ノ停止

内務省關係

○地方局

地方行財政制度ニ因テル調査事務ノ停止

實地監査事務ノ半ノ停止

地方行財政監督事務ノ半ノ停止

地方自治振興ニ關スル事務ノ一部ノ停止

選舉肅正ニ關スル事務ノ廢止

北海道殖民ニ關スル事務ノ廢止

○警保局

警務官制度ノ廢止

○土木局

軍事上其ノ他時局對處上ノ直接ノ必要ニ基クモノヲ除クノ外河川
道路港灣等土木ニ關スル事業ノ停止

土木ニ關スル監督事務ノ半ノ停止

○計畫局

軍事上其ノ他時局對處上ノ直接ノ必要ニ基クモノヲ除クノ外都市

計畫（市街地建築物關係ヲ除ク）關係事業ノ停止

大藏省關係

○大臣官房

財政經濟調查課ノ事務中資源ノ統制運用計畫ニ關スル事務以外ノ事務ノ停止

○主稅局

企畫課ノ事務ノ廢止

○銀行局

調査課ノ事務中資金調整ニ關スル事務以外ノ事務ノ停止
金融機關ノ檢查事務ノ一部停止

○預金部資金局

検査事務ノ一部停止

○營繕管財局

事務ノ縮小

○專賣局

長官官房調査課ノ事務ノ停止

○醸造試験所

事務ノ一部停止

司法省關係

○民事、刑事及行刑ニ關スル資料ノ調査及整備ニ關スル事務ノ大半ノ
停止（調査部ヲ課ニ縮小）

文部省關係

○專門學務局

學藝課ノ事務中藝術ノ獎勵及國際文化事業ニ關スル事務ノ停止

○社會教育局

成人教育課及映畫課ノ事務中時局ニ直接關係ナキ事務ノ停止

○宗教局

史蹟名勝天然紀念物保存法施行ニ關スル事務ノ一部停止

○教學局及教育調查部

教學ノ刷新振興及教育制度改善ノ企畫ニ關スル事務ヲ掌ラシムル
爲内局タル總務局（假稱）ヲ設置シ教學局教育調查部ヲ廢止ス

○史料編纂ノ如キ時局ニ直接關係ナキ調査事務ノ停止

○法、政、經ニ關スル教育施設ノ減縮

農林省關係

○農務局

主要食糧農產物及輸出農產物以外ノ農產物ノ改良増殖ニ關スル事務ノ停止

○水產局

沿岸漁場ノ整理、漁港改良等不急ノ事務ノ停止

○蠶絲局

蠶絲局ノ事務ノ一部停止

○米穀局

米穀事情ノ變化ニ伴フ各種事務ノ根本的整理

○米穀ノ利用研究ニ關スル事務ノ廢止（米穀利用研究所廢止）

○經濟更生部

經濟更生ニ關スル事務ノ停止

○馬政局

馬券ヲ停止シ之ニ伴フ事務ノ廢止

商工省關係

○大臣官房

報道課ノ事務ノ大部分ノ停止（報道課廢止）

○總務局

總務課ノ事務中昭和六年法律第四十號ノ施行ニ關スル綜合事務及科學的管理方法其ノ他産業合理化ニ關スル事務ノ停止
生産擴充課ノ事務中國産振興ニ關スル事務ノ停止

○地質調査所

内地ニ於ケル地質調査事務ノ一部ヲ停止シ其ノ餘力ヲ備後ノ地質調査事務ニ振向クル措置ヲ講ズ

○監理局

戰時保險課ノ事務以外ノ事務ノ一部停止

○花菱検査ニ關スル事務ノ廢止（花菱検査所廢止）

遞信省關係

○大臣官房

監察事務ノ停止

○郵務局

通信官署ニ於ケル郵便電信事務ノ整理

○經理局

營繕課ノ事務ノ縮小

○電氣廳

日本發送電株式會社ノ監督ニ關スル事務ノ縮小

○航空局

航空試驗所ノ事務中検査事務以外ノモノノ停止

鐵道省關係

○ 監察事務ノ停止

○ 時局ニ直接關係ナキ建設改良事業ノ停止

○ 外客誘致ニ關スル事務ノ停止（國際觀光局廢止）

拓務省關係

○内地外地方通ズル産業、金融、交通、通信政策ニ關スルモノヲ除クノ
外各外地官廳ノ統理ニ關スル事務ノ停止

○拓殖調査部ノ事務ノ整理

○南米移民ニ關スル事務ノ一部停止

厚生省關係

○體力局及衛生局

體力局施設課及衛生局保健課ノ事務ノ一部ノ停止

○社會局

兒童課ノ事務ノ整理

○勞働局

勞政課ノ事務中勞働爭議調停ニ關スル事務ノ整理

○職業部及失業對策部

職業部及失業對策部ヲ合併シテ職業局トスルコト

○保險院

總務局ノ事務ノ整理（總務局廢止）

○軍事保護院

業務局工營課ノ事務ノ縮小

其ノ他

○外地及地方部局

中央各廳ノ例ニ準ジ整理スルコト

○會計検査院

會計検査院事務ノ簡易化ヲ圖ルコト

○貴衆兩院事務局

調査事務ヲ停止スルコト

●企畫院官制

(抄)

昭和十二年十月二十五日
勅令第六百五號

企畫院官制

第一條 企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト

二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

内閣

四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一

ヲ圖ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企畫院ハ關係各廳ニ對シ
資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

(木村納)

發表表

官廳事務ノ再編成ニ就イテ

昭和十五年七月二十六日閣議ニ於テ決定セラレタ基本國策要綱ノ趣旨ニ則リ、國防國家體制ニ即應スル如ク官廳ノ機構及事務ヲ再編成シ、現下緊要ノ戰時對策遂行ノ圓滑ヲ期スル爲ニ、各廳ニ於テ新ナル觀點ニ立チ廣ク事務ノ緩急要否、執務方法等ヲ再檢討シ、時局ニ鑑ミ比較的不要不急ト認メラルル事務ヲ停止又ハ縮小スル等官廳事務ノ整理統合ヲ行ヒ因ツテ生ジタル餘力ハ之ヲ新ナル緊急重要事務ノ爲確保スルコトトシ、之ガ實施ニ付テハ概ネ左記要領ニ依ルコトト決定シタ

(一)官廳事務ノ停止又ハ縮小ノ期限ハ事變中トスルコト但シ情勢ノ變化ニ即應シ停止又ハ縮小ノ範圍ヲ擴大シ又ハ復舊スルコトアルベ

キコト

(一) 各廳ハ具體案ヲ作成シ九月三十日迄ニ之ヲ内閣ニ提出スルコト

(二) 右具體案ヲ基礎トシテ内閣、法制局、企畫院及大藏省協議ノ上閣

議提出案ヲ作成スルコト

(三) 閣議提出案ノ決定ヲ見タルトキハ其ノ都度閣議ノ決定ヲ經テ逐次

實行ニ移スコト

(四) 各省間ニ渉ル行政機構ノ改正ニ付テハ別途之ヲ考究スルコトトシ、

本件ニ於テハ之ニ觸レザルヲ例トスルコト

(五) 定員ノ減少ニ因リ生ジタル過剩人員ハ之ヲ新ナル緊急重要事務ニ

振向クルコト

閣中第三四九號

案起

昭和十五年十一月八日

閣議決定

昭和十五年十一月八日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣



陸軍大臣



文部大臣



遞信大臣



厚生大臣



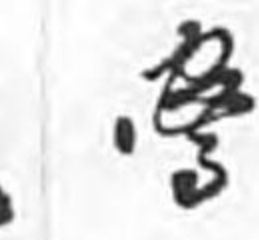
內務大臣



海軍大臣



農林大臣



鐵道大臣



鑛務大臣



大藏大臣



司法大臣



商工大臣



拓務大臣



別紙企畫院總裁上申

勤勞新體制確立要綱ニ關スル件

右閣議ニ供ス

御成金置寫字帳十年

御成金置寫字帳十年

大正六年三月廿一日

御成金置寫字帳十年

御成金置寫字帳十年

御成金置寫字帳十年

御成金置寫字帳十年

通牒案

(一)

昭和十五年十二月八日

內閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年十二月七日上申

(企畫院上申 第二六九號)

勤勞新體制確立要綱別紙、通閣議

決定相成候條此段及通牒候

(二) 庶務

昭和十五年十二月八日

內閣書記官長

各省大臣

對滿事務局總裁

宛(各通)

興亜院總裁

勤勞新體制確立要綱別紙、通閣議決
定相成候條依命此段及通牒候



企畫院上申第二六九號

昭和十五年十一月七日

企畫院總裁 星野直樹



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

勤勞新體制確立要綱ニ關スル件

勤勞新體制確立要綱ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度本院官制第一條第一項第一號ニ依リ此段及上申候

主任 山越文書課長

內閣

極秘

勤勞新體制確立要綱案（基本國策要綱實施要綱案）

高度國防國家體制、完成、國家生産力、增強ハ國民勤勞、充實發揚ヲ
樹立スルモノナルニ鑑ミ全勤勞者ヲシテ創意ト能力ヲ最高度ニ發揮
セシムルト共ニ勤勞ノ育成培養竝ニ適正ナル配置ヲ圖リ以テ勤勞動員
ノ完遂ヲ期センガ爲勤勞新體制ヲ確立セントス
之ガ爲勤勞精神ノ確立竝ニ資本、經營、勞務ノ有機的一體タル企業經
營體ニ於ケル勤勞組織及其ノ聯合體ノ確立竝ニ行政機構ノ整備ヲ爲ス
モノトス

第一 勤勞精神ノ確立

勤勞ハ皇國民ノ奉仕活動トシテ其ノ國家性、人格性、生産性ヲ一體
的ニ高度ニ具現スベキモノトス

從ツテ勤勞ハ皇國ニ對スル皇國民ノ責任タルト共ニ榮譽タルベキコト、各自ノ職分ニ於テ其ノ能率ヲ最高度ニ發揮スベキコト、秩序ニ從ヒ服從ヲ重ンジ協同シテ産業ノ全體的效率ヲ發揚スベキコト、全人格ノ發露トシテ創意的自發的タルベキコトヲ基調トシテ勤勞精神ヲ確立ス

第二 單位經營體ニ於ケル勤勞組織ノ確立

單位經營體ニ於ケル勤勞組織ハ左ノ要領ニ依リ組成スルモノトス

一、企業經營者ヲ以テ指揮者トシ經營體ニ所屬スル全勤勞者ヲ以テ構成スル特別社團組織タルコト

二、構成員ガ經營體ニ於テ各其ノ職分ニ基キ協心一體トシテ生産性ヲ最高度ニ發揚スルコトヲ推進スルト共ニ其ノ福利ヲ増進シ勤勞ノ根基ヲ育成培養スルコトヲ目的トシ之ガ爲必要ナル事業ヲ爲スモノナルコト

三、生産性ノ向上、福祉ノ増進等勤勞ニ關スル一切ノ事項ニ關シ上

意下達下意上達ヲ行フ機關竝ニ之等ノ事項ニ關シ特別ニ研究及實踐ノ促進ニ當ル機關等必要ナル機關ヲ設クルコト

四 中小經營體ノ場合ノ如キ單位ノ經營體ニ本組織ヲ設クルコト不適當ナル場合ニ於テハ一定地區内又ハ一定地區内同種業態ノ經營者従業員全員ヲ以テ前記ニ準ジ單一ノ勤務組織體ヲ組織セシムルコト

五 本勤務組織ハ工業、鑛業、交通業ノミナラズ商業其ノ他可及的全産業ニ互リ之ヲ組織スルコト

第三 勤務組織聯合體ノ確立

勤務組織聯合體ハ左ノ要領ニ依リ組成スルモノトス

一 全國ノ單位勤務組織體ヲ以テ單一ノ國勤務組織聯合體ヲ、一定地域内ニ於ケル單位勤務組織體ヲ以テ地方勤務組織聯合體ヲ組織スルコト

地方勤務組織聯合體ハ必要ニ應ジ地區ニ支部組織ヲ設置スルコト

ヲ得ルコト

海上運輸業ニ付テハ實狀ニ即シ勤勞組織體ヲ組織シ國勤勞組織聯合體ニ加入スルコト

二、勤勞組織聯合體ハ公的特別社團組織トシ單位勤勞組織體又ハ下部勤勞組織聯合體ヲ指導統轄スルモノタルコト

三、國及地方勤勞組織聯合體並ニ地區支部ハ必要ニ應ジ活動組織トシテ産業別部會組織ヲ設クルコト

四、國勤勞組織聯合體ニ中央本部ヲ置キ指導者ノ養成、能率増進方策、基本的研究及指導、厚生事業、綜合的實施等、外政府ノ補助機構トシテ職業轉換、勞務需給ノ調整其ノ他勞務統制ノ事業ヲ行フモノトスルコト

五、地方勤勞組織聯合體ハ前號ニ準ジ事業ヲ實施スルノ外紛爭議ノ調停、青少年ノ特別訓練等ヲ行フモノトスルコト

六、産業別部會ハ當該産業部門ノ勤勞ニ關スル特殊問題ノ研究、調

查、企畫ノ外必要ニ應ジ特別會計ヲ設ケ事業ノ實施ヲ爲シ得ルモノトスルコト

第四 勤勞組織聯合體ト他ノ團體トノ關係

一、勤勞ニ關スル研究、調査、指導等ヲ目的トスル現存ノ諸團體ハ可及的之ヲ勤勞組織聯合體ニ統合スルコト

二、官業ニ於テモ以上ニ準ジ勤勞組織體ヲ組織スルモノトシ各勤勞組織聯合體ト緊密ナル連絡ノ下ニ一體タル如ク活動スルコト

三、農業ニ關シテハ農業團體ヲ以テ農業勤勞組織體ト看做シ勤勞組織聯合體トノ關係ハ概ネ左ノ如クスルコト

イ、勞務統制ニ付テハ^{相互}連繫シテ綜合計畫ノ下ニ之ヲ實施スルコト
ロ、厚生其ノ他ノ事業ニシテ農業勤勞者ヲ包含スルヲ適當ト認ムル事項ニ關シテハ一體トシテ之ヲ實施スルコト

ハ、相互ニ役員ノ交互配置又ハ常設連絡機關ノ設置等ニ付適當ノ措置ヲ講ズルコト

第五 行政機構

勞務行政機構ハ本勤勞新體制ニ即應スル如ク之ガ改革ヲ圖ルコト

第六 外地ニ於ケル體制

（差支ナキ限リ）

外地ニ於テハ特殊事情ヲ考慮シ本要綱ニ順應セシムルコト

閣中第三五四號

起案

昭和十五年十一月八日

閣議決定

昭和十五年十一月九日

施行

昭和十五年 月 日

內閣總理大臣 **友**

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

內務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

勸業大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙企畫院總裁上申

住宅對策要綱ニ關スル件

右閣議三供又

通牒案 (一)

昭和十五年十一月十九日

內閣書記官長

各省大臣

(外務、文部、
兩大臣ヲ除ク)

宛 (各通)

法制局長官

住宅對策要綱別紙、通閣議決

定相成候條依命此段及通牒候

(二)

昭和十五年十一月十九日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年十一月十八日上申(企畫院上申 第二七六號)住

宅對策要綱ニ關スル件上申、通閣議

決定相成候

主務 第三部 鈴木調査官

企畫院上申第二七六號

昭和十五年十一月十八日

企畫院總裁 星野直



内閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

住宅對策要綱ニ關スル件

住宅對策要綱ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度本院官制第一條
第一項第一號ニ依リ此段及上申候

閣甲三五四

内閣

